

# 結婚・子育てをテーマとしたフォト・エピソードコンテスト実施業務委託基本仕様書

## 1 業務名

結婚・子育てをテーマとしたフォト・エピソードコンテスト実施業務

## 2 期 間

契約締結の日から令和8年10月30日（金）まで

## 3 事業目的

婚姻数・出生数ともに急激に減少する中、県民参加型のフォト・エピソードコンテストを通じて結婚や子育ての楽しさを発信し、山形県での結婚・子育てを前向きに捉えられるよう気運の醸成を図ることを目的とする。

## 4 業務内容

### (1) 結婚・子育てをテーマとしたフォト・エピソードコンテストの実施

山形県での結婚・子育てを楽しんでいる写真・エピソードを広く募集するコンテストを企画・実施すること。

<コンテスト概要>

#### ①テーマ

以下の2テーマにより募集すること。

「出会い・結婚」：二人のなれそめや交際中のエピソード、プロポーズの言葉、結婚生活にまつわる思い出や日常の小さな幸せ 等

「子育て」：子育てで幸せを感じた瞬間、ほっこりした兄弟姉妹のエピソード、周りに助けてもらったエピソード 等

#### ②募集作品及び募集方法

募集作品は、上記2テーマに関する写真及びエピソードとする。

募集方法の1つとして、Instagramを活用して募集するものとし、県が所有するInstagramアカウントのフォローを応募要件とすること。

なお、Instagramを利用していない者からの応募を妨げることをのらないよう、Instagramを活用しない募集方法と併用して実施すること。

※ 応募作品は、(2) SNSを活用した情報発信で使用する可能性があること、また、優秀作品に選定された場合は、県が管理・運営するサイト等で紹介する他、県が作成する各種パンフレット等様々な媒体で活用することから、事前に応募者から許諾を得ること。

#### ③募集時期及び募集期間

令和8年9月までに2か月程度の募集期間により実施

#### ④周知・広報

- ・Instagramを中心としたSNS広告を活用した広報を実施すること。
- ・周知用チラシ（A4版、フルカラー）を作成し、関係施設へ送付すること。  
なお、送付先は、県と協議の上決定するものとする。

- ・その他、テレビや新聞等のマスメディアを活用した広報やフリーペーパーへの掲載等、より効果的と考えられる媒体を活用した広報を実施すること。

⑤応募作品の審査及び選定

コンテストの趣旨にふさわしい審査員を3名程度選定し、審査員の審査により応募作品から最優秀作品及び優秀作品を計15点程度選定すること。

⑥賞品の送付

最優秀作品及び優秀作品の応募者に対して、賞品(金券を除く。)を送付すること。

なお、賞品は、参加者の興味・関心を惹き応募のきっかけとなるような魅力のある賞品とすること。

⑦展示パネルの制作

⑤で選定した最優秀作品及び優秀作品について、展示パネル(A2サイズ、各1枚)を制作すること。制作した展示パネルは、後日、県がイベント等において使用する。

(2) SNSを活用した情報発信

県が所有するInstagramアカウントを活用し、コンテストの周知に加え、応募作品の紹介や、優秀作品決定後の優秀作品の発表等を通じた結婚や子育てを前向き捉えられるような情報発信を定期的に行うこととし、投稿記事の作成にあたっては、ハッシュタグを複数利用する等エンゲージメント数・率を高める工夫を行うこと。

なお、委託期間内における当Instagramアカウントの運用は、県と受注者の双方が行うものとし、アカウントの運用にあたって支障が生じた場合は、速やかに県に報告すること。

5 業務完了報告書の作成

(1) 委託業務が完了したときは、速やかに業務完了報告書を作成し、以下の成果品とともに提出すること。

- ① 4(1)⑦で制作した展示パネル一式
- ② 最優秀作品及び優秀作品(写真:JPEG形式又はPNG形式、エピソード:PDF形式)
- ③ チラシ及び広報で活用したメインビジュアル画像及びその他附属する素材(JPEG形式又はPNG形式)

※ 後日、県が管理・運営するサイトにおいて、最優秀作品及び優秀作品の紹介を行うにあたって、当該ページで活用する。

(2) 業務完了報告書には、各事業の実施状況及び実施成果等を含むこと。また、各事業における事業効果測定を行い、本業務の効果を検証の上、今後の事業展開の方向性について分析を加えた報告を併せて添付すること。

また、事業の実施にあたっては、下記の重要業績評価指標(KPI)の達成を目標とし、事業効果測定として、本業務の効果を検証の上、今後の事業展開の方向性について分析を加えた報告を併せて添付すること。

【重要業績評価指標(KPI)】

項目	目標値
コンテスト参加件数	300件

## 6 受託にあたっての留意事項

- (1) 委託業務の実施にあたっては、労働基準法、労働関係調整法、最低賃金法、その他関係法令を遵守すること。
- (2) 個人情報の取扱いについては、各種法令遵守を徹底するとともに、別記「個人情報取扱特記事項」を遵守すること。
- (3) 事業実施により得た情報等については、すべて県に帰属するものとする。
- (4) 本業務で使用する画像等の著作権及び肖像権など権利関係の処理及び調整は、受注者の責任により行うこと。
- (5) 本仕様書記載の委託業務の内容については、実施段階において、契約額の範囲内で内容を変更することがある。
- (6) 本事業は、「地域少子化対策重点推進交付金」を活用した事業であるため、当該委託事業についての帳簿を備え、他の経理と区分したうえで委託事業の収入及び支出を記載し、委託料の使途を明らかにしておくこと。
- (7) 本委託業務の一部を第三者に委託する場合は、再委託先ごとに業務の内容、再委託先の概要及びその体制について、事前に県に協議し承認を得なければならない。
- (8) 委託事業に係る関係書類は委託事業終了後5年間保存すること。
- (9) 本仕様書に記載のない事項及び内容の詳細については、その都度、発注者と受注者との協議により決定する。

## 7 その他

本仕様書と異なる事項又は本仕様書に定めのない事項であっても、事業目的を達成するために、よりよい手法、技術又はアイデア等がある場合は、独自提案として県に対して積極的に提案すること。

個人情報取扱特記事項

(基本的事項)

第1 受注者は、個人情報（生存する個人に関する情報であつて、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により特定の個人を識別することができるもの（他の情報と容易に照合することができ、それにより特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）又は個人識別符号が含まれるもの。以下同じ。）の保護の重要性を認識し、この契約による事務を行うに当たっては、個人の権利利益を侵害することのないよう、個人情報の取扱いを適正に行わなければならない。

(秘密の保持)

第2 受注者は、この契約による事務に関して知り得た個人情報を他に漏らしてはならない。この契約が終了し、又は解除された後においても同様とする。

(保有の制限)

第3 受注者は、個人情報を保有するときは、この契約による事務の遂行のため必要な場合に限り、かつ、その利用目的を特定しなければならない。

2 受注者は、前項の規定により特定された利用目的の達成に必要な範囲を超えて、個人情報を保有してはならない。

3 受注者は、発注者の承諾があるときを除き、利用目的を変更してはならない。

(漏えい、滅失及び毀損の防止)

第4 受注者は、この契約による事務に関して知り得た個人情報について、漏えい、滅失及び毀損の防止その他の個人情報の適正な管理のために必要な措置を講じなければならない。

(目的外利用・提供の禁止)

第5 受注者は、この契約による事務に関して知り得た個人情報を当該事務の目的以外の目的に利用し、又は第三者に提供してはならない。

(複写又は複製の禁止)

第6 受注者は、発注者の承諾があるときを除き、この契約による事務を行うために発注者から提供された個人情報が記録された資料等を複写し、又は複製してはならない。

(事務従事者への周知)

第7 受注者は、この契約による事務に従事している者に対し、在職中及び退職後においても当該事務に関して知り得た個人情報を正当な理由なく他人に知らせ、又は当該事務の目的以外の目的に使用してはならないこと、個人情報の保護に関する法律により罰則が適用される場合があることなど、個人情報の保護に必要な事項を周知させるものとする。

2 この契約による事務を派遣労働者によって行わせる場合には、労働者派遣契約書に秘密保持義務等個人情報の取扱いに関する事項を明記する。

(再委託の禁止)

第8 受注者は、発注者の承諾があるときを除き、この契約による事務を第三者に委託してはならない。

2 受注者において、この契約における事務を第三者に委託する場合は、この契約により受注者が負う個人情報の取扱いに関する義務を再委託先にも遵守させなければならない。

(資料等の返還等)

第9 受注者は、この契約による事務を行うために、発注者から提供を受け、又は受注者自らが収集し、若しくは作成した個人情報が記録された資料等は、この契約の終了後直ちに発注者に返還し、又は引き渡すものとする。ただし、発注者が別に指示したときは当該方法によるものとする。

(事故発生時における報告)

第10 受注者は、この契約に違反する事態が生じ、又は生じるおそれのあることを知ったときは、速やかに発注者に報告し、発注者の指示に従うものとする。

(違反した場合の措置)

第11 発注者は、受注者が記載事項に違反した場合は、契約を解除することができるとともに必要な措置を求めることができる。